

経済産業省令第八十号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年七月一日

経済産業大臣 平沼 赳夫

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「業務」の下に「（以下「保安管理業務」という。）」を加え、「別に告示する」を「次条に規定する」に改め、「又は別に省令に定める経済産業大臣が指定する法人」を削り、「次条第一項」を「第五十三条第一項、第二項及び第五項」に改め、同条第三項中「次条第二項」を「第五十三条の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 前条第二項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 個人事業者（事業を行う個人をいう。）

イ 電気主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 別に告示する要件に該当していること。

ハ 別に告示する機械器具を有していること。

二 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。

ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものでないこと。

## 二 法人

イ 前条第二項の承認の申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）が前号イ及びロの要件に該当していること。

ロ 別に告示する機械器具を有していること。

八 保安業務従事者であつて申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。

二 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ホ 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。ただし、その取消につき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。

ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消の日から二年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。

第五十三条第一項中「前条第二項」を「第五十二条第二項」に、「主任技術者不選任」を「保安管理業務外部委託」に改め、同項第三号中「前条第二項の経済産業大臣が指定する法人以外の者である場合は、その者が同項」を「前条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 経済産業大臣は、第五十二条第二項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

一 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。

二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、保安業務担当者が定められていること。

三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。

四 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第一項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。

五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他非常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。

六 委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担

当者)の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。

第五十三条に次の三項を加える。

3 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者(以下「電気管理技術者」という。)及び前条第二号の要件に該当する者(以下「電気保安法人」という。)並びに保安業務従事者は、その職務を誠実に行わなければならない。また、電気保安法人は、その保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。

4 第五十二条第二項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重しなければならない。

5 経済産業大臣は、第五十二条第二項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第二項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十二条第二項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。

三 電気管理技術者、電気保安法人又は保安業務従事者が第三項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により第五十二条第二項の承認を受けたとき。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 第五十二条第三項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十四の主任技術者兼任承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 兼任を必要とする理由を記載した書類
- 二 主任技術者の執務に関する説明書

第三百二十八条第一項の表第五十三条第一項の主任技術者不選任承認申請書及び同項第一号に掲げる説明書の項中「主任技術者不選任」を「保安管理業務外部委託」に改める。

様式第四十三中「主任技術者不選任」を「保安管理業務外部委託」に改め、「次のとおり電気主任技術者を選任しないこと」を削り、同様式備考一中「第52条第二項の経済産業大臣が指定する」を削る。

様式第二百二十七中「主任技術者不選任」を「保安管理業務外部委託」に改め、同様式備考一中「第52条第二項の経済産業大臣が指定する」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

### (電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関等を定める省令の一部改正)

第二条 電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関等を定める省令（平成十三年経済産業省令第百二十三号）の一部を次のように改める。

第四条を削る。

### (経過措置)

第三条 この省令の施行前に改正前の電気事業法施行規則（以下「旧電気事業法施行規則」という。）第五十二条第二項の規定により経済産業大臣の指定を受けた者が実施する工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務にこの省令の施行の際現に従事している者については、改正後の電気事業法施行規則（以下「新電気事業法施行規則」という。）第五十二条の二第一号ロに係る同条第二号イの規定は適用しない。

第四条 この省令の施行前に旧電気事業法施行規則第五十二条第二項の規定により経済産業大臣の指定を受けた者については、この省令の施行の日から二年を経過する日までの間は、新電気事業法施行規則第五十二条の二第二号八の規定中「保安業務従事者であつて申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）（ご）に、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した」とあるのは「保安管理業務を受託した事業場について、事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値の和を保安業務従事者の数で除した」と読み替えるものとし、第五十三条第二項第二号の規定は適用しない。